

## 同居家族等がいる訪問介護サービスの生活援助等の取り扱いについて

### 【定義】

「同居」とは、以下の場合が考えられる。

- ・同一家屋で、玄関・居室・台所・浴室等の独立性がない場合
- ・同一家屋で、玄関または居室が独立していても、台所・浴室等が家族と共用の場合
- ・同一家屋で、玄関または居室が独立していても、室内の階段もしくは扉で家族の部屋とつながっている場合
- ・同一敷地内の別棟に家族が居住する場合は、実生活が同居の実態を伴っているものについても同居とみなされる。例えば、毎食ごとに調理の支援を受け、食事をともにしており、その他の家事においても双方に対応関係にある場合などが該当する。

\* 上記の状況については、あくまで現状で想定される条件であり、個々の事案に関して判断のつきにくいものに関しては、事前に本課担当係へ相談してください。

### 【算定条件】

「1」: 高齢者が一人暮らしの場合

「2」: 家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合

(1) 同居家族が要支援または要介護状態であり、利用者の家事援助が困難であること

(2) 同居家族が障がいを有しており、以下のいずれかの要件により、利用者の家事援助が困難であると認められること

① 同居家族が重度から中等度の障がいで障害手帳等を有する場合

② 同居家族が手帳を有するが比較的軽度の障がいである場合、または、手帳を有しない場合

(3) 同居家族が疾病を有しており、利用者の家事援助が困難であると認められること(ただし、要支援状態もしくは障がいを有している場合で、算定条件「2」の(1)・(2)-①に該当する者はそちらを優先)

「3」: その他

### 【算定条件別の条件・流れ】

#### 1. 算定条件「1」(高齢者が一人暮らしの場合)

1) 想定される状況

・利用者が単身で居住している場合で、担当ケアマネジャーのアセスメントにより、利用者が単身で居住していると認められた場合に算定できる。

2) 生活援助サービス利用までの流れ

・通常のアセスメントにより、必要とする生活援助を導入する。担当ケアマネジャーのアセスメント結果については、居宅サービス計画書等に記載する。また、担当ケアマネジャーは少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を居宅サービス計画等に記載すること。なお、要支援においては、月1回のモニタリングや訪問等により、利用者またはサービス事業者等に確認し、介護予防サービス計画書等に記載すること。

#### 2. 算定条件「2」

(家族等が障がい、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合)

##### 算定条件「2」—(1)

(同居家族が要支援または要介護状態であり、利用者の家事援助が困難であること)

1) 想定される状況

- ・同居家族の介護認定状況について、介護保険証または有資格者証等で要援護状態であることを確認する。

2) 生活援助サービス利用までの流れ

- ・本課担当係への申請は不要。通常のアセスメントにより、必要とする生活援助を導入する。

算定条件「2」—(2)・①

(同居家族が障がい有しており、以下のいずれかの要件により、利用者の家事援助が困難であると認められること)

①同居家族が重度から中等度の障がい障害手帳等を有する場合

1) 想定される状況

- ・同居家族の障がい状況について、障害手帳または障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の介護給付を受けている者の状況を確認する。
- ・重度から中等度の障がいとは、身体障害者手帳の1・2級、療育手帳の最重度・重度・中度、精神障害者保健福祉手帳の1・2級をいう。また、手帳を有しない場合においても、障害者自立支援法の介護給付を受けている者はこれに該当する。

2) 生活援助サービス利用までの流れ

- ・同居家族が、重度から中等度の障がい有し、利用者の家事援助ができないことが明らかである場合は、本課担当係への申請は不要となる。

算定条件「2」—(2)・②

(同居家族が障がい有しており、以下のいずれかの要件により、利用者の家事援助が困難であると認められること)

②同居家族が手帳を有するが比較的軽度の障がいである場合、または、障害手帳等を有しない場合

1) 想定される状況

- ・同居家族が障害手帳(もしくは介護給付の未受給者)を有してはいない、または、手帳を有していても軽度の障がいである場合がこれに該当する。重度から中等度の症状は呈しないが、それらに類似する症状や状態により、利用者の家事援助ができない場合がこれに該当する。
- ・手帳を有する比較的軽度の障害とは、前記(2)・①(重度から中等度の障害手帳を有する者もしくは障害者自立支援法の介護給付を受けている者)以外の状態をいう。
- ・担当ケアマネジャーは本課担当係へ事前連絡し、担当係は障害施策所管課または関係機関に確認する。その結果、家事が困難であることを確認した場合に算定が可能となる。

2) 生活援助サービス利用までの流れ

申請: 担当ケアマネジャーは『介護保険の生活援助に係る申請書』(様式1)及びフェースシート、生活援助サービス導入時のサービス計画書(1)～(3)及び利用票・別表の原案を本課担当係へ提出する。

決定: 担当係は書類確認、関係者・関係機関への聞き取り等の後、内部決裁を行う。

通知: 結果は担当ケアマネジャーへ通知する。

報告: 通知を受けて、担当ケアマネジャーはサービス担当者会議を開催し、その結果を「サービス担当者会議の結果記録表、サービス計画書(1)～(3)の本人印入り、利用票・別表を添えて本課担当係へ提出する。

## 算定条件「2」一(3)

### 1) 想定される状況

同居家族が疾病を有しており、利用者の家事援助が困難であると認められること(ただし、同居家族が要援護状態もしくは障がいを持っている場合で、算定条件「2」-(1)または(2)・①に該当する者はそちらを優先)

#### (具体例)

- ① 同居家族が入院により、自宅に不在となっている場合
  - ② 同居家族が退院直後であり、利用者の家事援助が困難な場合
  - ③ 同居家族が難治性の疾患であり、利用者の家事援助が困難な場合
  - ④ 同居家族が疾病罹患または事故等による受傷直後で、安静加療を要する状態であり、利用者の家事援助が困難な場合
- ・①～④の状況が、担当ケアマネジャーの訪問時、または、サービス提供事業者からの連絡、本人や家族からの相談等により把握された際、担当ケアマネジャーは本課担当係へ連絡する。担当係は関係者・関係機関に確認し、所定の手続きを経て、同居家族が家事をこなすことが困難であることを確認した場合に算定が可能となる。
- ・上記①～④以外の状況であっても、算定可能なこともありますので、事前に本課担当係へ相談してください。

### 2) 生活援助サービス利用までの流れ

申請: 担当ケアマネジャーは『介護保険の生活援助に係る申請書』(様式1)及びフェースシート、生活援助サービス導入時のサービス計画書(1)～(3)及び利用票・別表の原案を本課担当係へ提出する。

決定: 担当係は書類確認、関係者・関係機関への聞き取り等の後、内部決裁を行う。

通知: 結果は担当ケアマネジャーへ通知する。

報告: 通知を受けて、担当ケアマネジャーはサービス担当者会議を開催し、その結果をサービス担当者会議の結果記録表、サービス計画書(1)～(3)の本人印入り、利用票・別表を添えて本課担当係へ提出する。

## 3. 算定条件「3」(その他)

### 1) 想定される状況と確認方法

#### (具体例)

- ① 同居家族がいるものの利用者とは生活実態が全く別で、介護保険による生活援助サービスを利用しなければ、利用者の日常生活に重大な支障を来たすことが予想される場合
  - ② 同居家族が仕事等の都合で、不在になる際、介護保険による生活援助サービスを利用しなければ、利用者の日常生活に重大な支障を来たすことが予想される場合
- ・①～②のような状況については、担当ケアマネジャーの訪問時、または、サービス提供事業者からの連絡、本人や家族からの相談等により把握した際、担当ケアマネジャーは本課担当係へ連絡する。担当係は関係者・関係機関へ確認する。結果、家事が困難であることを確認した場合に算定が可能となる。

### 2) 生活援助サービス利用までの流れ

申請: 担当ケアマネジャーは『介護保険の生活援助に係る申請書』(様式1)及びフェースシート、生活援助サービス導入時のサービス計画書(1)～(3)及び利用票・別表の原案を本課担当係へ提出する。

決定: 担当係は書類確認、関係者・関係機関への聞き取り等の後、内部決裁を行う。

通知: 結果は担当ケアマネジャーへ通知する。

報告:通知を受けて、担当ケアマネジャーはサービス担当者会議を開催し、その結果をサービス担当者会議の結果記録表、サービス計画書(1)～(3)の本人印入り、利用票・別表を添えて本課担当係へ提出する。

#### 【留意点】

- 生活援助サービス開始後、利用者が家族と同居することになった、同居家族の身体状況が改善した等サービス利用許可・開始時と状態が変化した場合には、担当ケアマネジャー等は早急に利用者の生活実態を確認し、算定条件を満たさなくなった場合は、生活援助サービスの利用を終了する。
- 生活援助サービスの導入に伴う申請書に係る結果通知は、本課担当係が受け付け後、概ね7日間を要する。許可期間の開始日は原則、申請日以降とする。
- 結果通知にはサービス利用の許可期間が記載され、許可期間を過ぎたものは無効となる。また、決定通知書内に記載された許可事項を変更する場合(例:サービス利用回数・時間や単位数、ケア内容の変更)は、新ためて許可をとる必要がある。
- 同居家族が疾病や障がい等で生活援助を導入することになった場合、利用者の結果通知書(許可書)をもって、同居家族への生活援助の導入の許可をしているわけではない。このため、利用者の生活援助を担当するヘルパーが利用者の同居家族に対して、生活援助を提供することはできない。ただし、同居家族が要介護状態または要支援状態で生活援助サービスを利用している場合はこの限りではありません。
- 同居家族が要介護または要支援状態で利用者への生活援助の導入が許可されている場合介護認定の有効期間切れのないかを含めて同居家族の認定状況を確認する。